

令和5年度社会保険労務士による労働相談業務仕様書

1 業務の概要

社会保険労務士の資格を持つ相談員が、府民や府内在勤者、使用者等からの電話、来所による労働相談に対して助言するとともに、必要に応じて指導・監督等関係機関を紹介する。

なお、業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全の対策を講じること。

2 実施場所

京都府労働相談所（京都市南区東九条下殿町70 京都テルサ内、以下「労働相談所」という。）及び別途指定する労働相談の会場

3 委託業務の内容

(1) 労働相談の対応

- ・ 相談員として社会保険労務士の資格を有し、かつ1年以上の労働相談の経験を有する者を配置し、電話又は来所による以下の労働相談業務等を行う。
 - ・ 相談員の配置数は次のとおり
 - 土曜日（午前9時～午後5時） 2名以上
 - 平日夜間（月～金曜日の午後5時～午後9時） 1名以上
- なお、予定した相談員が急病等で業務を行えない場合に、代わって相談業務を行うことができるバックアップ体制をとること。

(2) 相談業務の内容

- ① 相談者からの、労働法令、労使関係、労働保険、雇用契約に関する相談（解雇、賃金未払、年次有給休暇取得等）について法令等を説明し、解決に向けて助言をする。
- ② 労働法違反の事案や賃金未払・解雇などの指導・監督、第三者のあつせん等を必要とする案件については、関係機関を紹介する。
- ③ 弁護士による法律相談を希望する相談者に対して、京都府の特別労働相談（弁護士相談）を受け付けるとともに、日程の都合等により特別労働相談を利用できない場合は、京都弁護士会など適切な機関を紹介する。
- ④ メンタルヘルス相談を希望する相談者に対して、京都府の働く人のメンタルヘルス相談を受け付けるとともに、日程の都合等により働く人のメンタルヘルス相談を利用できない場合は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会など適切な機関を紹介する。
- ⑤ 上記②～④以外でも、相談者の希望及び状況に応じて、適切な機関及び対応方法を紹介する。
- ⑥ 相談内容及び相談の対応結果について、所定の相談票に記載し、京都府に報告する。

(3) その他の業務

- ① 別途定める日に実施する労働相談に係る研修会に、相談担当者が参加するほか、相談員のレベルアップにつながる専門家を講師として派遣するとともに、事例発表者等を2人以上派遣する。
- ② 本事業の円滑な実施のための連絡調整等を行う。

4 委託業務の実施日及び対応時間等

(1) 相談業務の実施日及び対応時間は以下のとおりとする。

- ・ 土曜日
令和5年4月1日から令和6年3月31日の土曜日（祝日、年末年始除く。50回）
午前9時～午後5時30分 <相談対応時間>午前9時～午後1時、午後2時～午後5時
- ・ 平日夜間
令和5年4月1日から令和6年3月31日の月～金曜日（祝日、年末年始除く。243回）
午後5時～午後9時30分 <相談対応時間>午後5時～午後9時

(2) 労働相談に係る研修会については、別途実施日時及び場所を指定するが、1回以上実施すること

とする。

5 委託業務の対象経費

- (1) 相談員の報酬及び交通費
- (2) 労働相談に係る研修会の講師等の派遣に関する経費
- (3) 事務打ち合わせ、連絡調整等に関する経費
(労働相談所の光熱水費及び電話代は京都府負担とする。)

6 委託業務の完了報告

本業務が完了したときは、次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- (1) 本事業により相談対応した件数
- (2) 本事業に要した経費内訳